

様式2（行政手続条例適用：個票番号701）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	沿岸漁業構造改善対策事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町沿岸漁業構造改善対策事業補助規則（昭和41年厚岸町規則第5号）	
根 拠 条 項	第6条第1項	
根 拠 条 文	町長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付の決定をするものとする。この場合において、町長は、補助金の適正な交付を行うため、又は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について修正し、又は必要な条件を付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>次に掲げるものについて審査し、適当であると認めるときに交付決定する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発、沿岸漁業の経営近代化のための施設の導入等によって、その構造改善を促進し、もって沿岸漁業の発展並びに沿岸漁業者の社会的及び経済的地位の向上が図られる事業であること 2 事業計画の内容、目的、収支予算 3 上記のほか、必要と認める事項 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	8日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	4日（機関名：総務課総務係、税財政課財政係、出納室出納係）
	処 分 機 関	4日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 0 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 9 日作成

処 分 名	沿岸漁業構造改善対策事業補助金加算金又は延滞金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町沿岸漁業構造改善対策事業補助規則 (昭和41年厚岸町規則第 5 号)	
根 拠 条 項	第18条第 3 項	
根 拠 条 文	町長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金返還に至った経緯、補助事業者の状況等を総合的に判断して決定 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	2 日 (機関名：税財政課財政係、出納室出納係)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：産業振興課水産振興係)
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 0 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 9 日作成

処 分 名	漁業近代化資金利子補給金承認の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁業近代化資金利子補給条例(昭和45年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項	
根 拠 条 文	第1条の利子補給は、前条により契約した融資機関に対して、当該融資機関の利子補給承認申請に基づき、町長が利子補給を承認したものについて行なうものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>次に掲げるものについて審査し、適当であると認めるときに承認する</p> <p>1 貸付者の公納金納入状況、資金の種類、貸付金額、貸付利率、貸付予定日、据置期限、償還期限</p> <p>2 上記のほか、必要と認める事項</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	9 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	5 日 (機関名： 税財政課財政係、税財政課納税係、町民課保険医療係、保健福祉課社会児童係、保健福祉課介護保険係、環境政策課廃棄物対策係、建設課契約管財係、水道課業務係)
	処 分 機 関	4 日 (機関名： 産業振興課水産振興係)
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号704）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	漁業近代化資金利子補給金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁業近代化資金利子補給条例(昭和45年厚岸町条例第1号)	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、その請求が適当であると認めたときは、当該請求書の提出があった日の属する月の翌月中にこれを交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>次に掲げるものについて審査し、適当であると認めたときに交付する</p> <p>1 利子補給額、利子補給対象者、利子補給率、貸付実行日、貸付金額、償還期限</p> <p>2 上記のほか、必要と認める事項</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	3日（機関名：税財政課財政係、出納室出納係）
	処 分 機 関	4日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考	・決定の翌月に支払い	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 0 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 9 日作成

処 分 名	漁業経営健全化促進資金利子補給金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁業経営健全化促進資金利子補給条例(平成22年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第 9 条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、その請求が適当であると認めたときは、当該請求があった日の属する月の翌月中にこれを交付するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>次に掲げるものについて審査し、適当であると認めたときに交付する</p> <p>1 利子補給額、利子補給対象者、利子補給率、貸付実行日、貸付金額、償還期限</p> <p>2 上記のほか、必要と認める事項</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	3 日 (機関名：税財政課財政係、出納室出納係)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：産業振興課水産振興係)
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考	・決定の翌月に支払い	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 0 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 9 日作成

処 分 名	水産物産地流通加工センター形成事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町水産物産地流通加工センター形成事業補助規則 (昭和53年厚岸町規則第14号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 1 項	
根 拠 条 文	町長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査の結果補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。この場合において、町長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めた時は、当該申請に係る事項について修正し、又は必要な条件を付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>次に掲げるものについて審査し、適当であると認めたときに交付決定する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚岸町における水産物産地流通加工センター形成事業の推進に当たり、流通加工施設の総合的かつ有機的な整備と運営の改善を行い水産物の流通及び加工の近代化合理化を図るため事業であること 2 事業計画の内容、目的、収支予算 3 上記のほか、必要と認める事項 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	8 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	4 日 (機関名：総務課総務係、税財政課財政係、出納室出納係)
	処 分 機 関	4 日 (機関名：産業振興課水産振興係)
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号707）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	水産物産地流通加工センター形成事業補助金加算金又は延滞金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町水産物産地流通加工センター形成事業補助規則（昭和53年厚岸町規則第14号）	
根 拠 条 項	第17条第3項	
根 拠 条 文	町長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金返還に至った経緯、補助事業者の状況等を総合的に判断し決定 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	2日（機関名：税財政課財政係、出納室出納係）
	処 分 機 関	3日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号708）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	漁港休憩施設使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁港休憩施設設置条例（平成5年厚岸町条例第12号）	
根 拠 条 項	第4条	
根 拠 条 文	休憩施設を利用しようとする者は、所定の使用許可申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。ただし、便所のみを使用しようとする者は、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の1及び2の要件を満たしていること。</p> <p>1 次に掲げるものに該当していること。 漁業者等の労働環境、生活環境を快適で潤いあるものとするための使用であること。</p> <p>2 次に掲げるものに該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 施設近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合</p> <p>(4) 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号709）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	漁村環境改善総合センター使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	
根 拠 条 項	第4条第1項	
根 拠 条 文	漁村センターを使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の1及び2の要件を満たしていること。</p> <p>1 次に掲げるものに該当していること。 漁業者などの社会的、経済的、文化的生活改善の向上と相互研さんを図るための使用であること。</p> <p>2 次に掲げるものに該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 施設近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合</p> <p>(4) 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号710）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	漁村環境改善総合センター使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁村環境改善総合センター条例（平成13年厚岸町条例第36号）	
根 拠 条 項	第8条第3項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当していること。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 1 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 2 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 3 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 4 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 5 その他町長が特に必要と認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号711）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	漁村環境改善総合センター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁村環境改善総合センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第38号）	
根 拠 条 項	第7条第2項	
根 拠 条 文	使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第4号)を、町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>1 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合</p> <p>2 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、漁村センターの使用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 1 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 9 日作成

処 分 名	漁村環境改善総合センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町漁村環境改善総合センター条例 (平成13年厚岸町条例第36号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。</p> <p>1 次に掲げるものに該当していること。</p> <p>(1) 漁業者などの社会的、経済的、文化的生活改善の向上と相互研さんを図るための使用であること</p> <p>(2) 特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用する際に、施設設備に悪影響を及ぼさず、かつ、確実に原状回復が図られること</p> <p>2 次に掲げるものに該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 施設近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合</p> <p>(4) 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 (休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：産業振興課水産振興係)
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号713）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	床潭地区漁村センター使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	
根 拠 条 項	第4条第1項	
根 拠 条 文	漁村センターを使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の1及び2の要件を満たしていること。</p> <p>1 次に掲げるものに該当していること。 漁業者などの社会的、経済的、文化的生活改善の向上と相互研さんを図るための使用であること。</p> <p>2 次に掲げるものに該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 施設近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合</p> <p>(4) 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号714）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	床潭地区漁村センター使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町床潭地区漁村センター条例（平成13年厚岸町条例第37号）	
根 拠 条 項	第8条第3項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当していること。ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。 1 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。 2 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。 3 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。 4 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。 5 その他町長が特に必要と認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号715）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月9日作成

処 分 名	床潭地区漁村センター使用料の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町床潭地区漁村センター条例施行規則（平成13年厚岸町規則第39号）	
根 拠 条 項	第7条第2項	
根 拠 条 文	使用料の還付を受けようとするものは、使用料還付申請書(別記様式第4号)を、町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>1 使用日の3日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合</p> <p>2 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、漁村センターの使用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5日（機関名：産業振興課水産振興係）
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 1 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2 月 9 日作成

処 分 名	床潭地区漁村センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町床潭地区漁村センター条例 (平成13年厚岸町条例第37号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。</p> <p>1 次に掲げるものに該当していること。</p> <p>(1) 漁業者などの社会的、経済的、文化的な生活改善の向上と相互研さんを図るための使用であること</p> <p>(2) 特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用する際に、施設設備に悪影響を及ぼさず、かつ、確実に原状回復が図られること</p> <p>2 次に掲げるものに該当しないこと。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p> <p>(2) 施設又は備品が損壊し、使用者に危害が加わるおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 施設近隣住民に明らかに不快感を与える集会、会議等の実施のための使用の場合</p> <p>(4) 上記のほか、町の業務に支障を来すおそれがあると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 (休館日、日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	3 日 (機関名：産業振興課水産振興係)
所 管 部 署	産業振興課水産振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 1 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月27日作成

処 分 名	農業農村活性化施設使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例 (平成13年厚岸町条例第33号)	
根 拠 条 項	第4条第1項	
根 拠 条 文	農業農村活性化施設を使用しようとするものは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。ただし、多目的広場を使用する場合は、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	次の各号のいずれかに該当するときは、農業農村活性化施設の使用を許可せず、又は使用させない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 農業農村活性化施設の建物、附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名：産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号718）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	農業農村活性化施設多目的広場の占用及び行為等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	
根 拠 条 項	第4条第2項	
根 拠 条 文	別表第1に掲げる多目的広場に工作物を設置し、又は行為、催しのため広場の一部若しくは全部を独占して使用（以下「占用及び行為等」という。）しようとするものは、前項の規定にかかわらず、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	占用及び行為が公衆の多目的広場の利用に支障がないと認められる場合に限り、許可する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号719）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	農業農村活性化施設使用料の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	
根 拠 条 項	第8条第3項	
根 拠 条 文	町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、収益を目的として使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に使用するとき。</p> <p>(2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が使用するとき。</p> <p>(3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が使用するとき。</p> <p>(4) 活性化施設利用登録サークルがその活動に使用するとき。</p> <p>(5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその介助を行う者が使用するとき。</p> <p>(6) 釧路総合振興局管内の小中学校が総合的な学習の授業で使用するとき。</p> <p>(7) その他町長が特に必要と認めるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2 日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号720）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	農業農村活性化施設の特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例（平成13年厚岸町条例第33号）	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	使用者は、特別の設備をし、又は建物等に変更を加えて使用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	次の各号のいずれかに該当するときは、許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 農業農村活性化施設の建物、附属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 2 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月27日作成

処 分 名	農業農村活性化施設使用料の還付	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業農村活性化施設条例 (平成13年厚岸町条例第33号)	
根 拠 条 項	第 9 条	
根 拠 条 文	既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	使用料を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用日の 3 日前までに、使用中止、変更の届出又は使用許可の取り消しがあった場合 (2) 天災その他使用者の責めに帰さない理由により、活性化施設の使用ができなくなった場合	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名： 産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号722）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	農業振興奨励補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業振興奨励補助規則（昭和39年厚岸町規則第12号）	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定しなければならない。この場合において、町長は、補助金の適正な交付を行うため又は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は必要な条件を付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号723）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	農業構造改善事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業構造改善事業補助規則（昭和41年厚岸町規則第3号）	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付の決定をしなければならない。この場合において、町長は補助金の適正な交付を行うため、又は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について修正し、又は必要な条件を付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名：北海道釧路総合振興局）
	処 分 機 関	日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号724）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町防衛施設周辺農業用施設設置事業補助規則 (昭和50年厚岸町規則第6号)	
根 拠 条 項	第4条第1項	
根 拠 条 文	町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。この場合交付すると決定した者については、補助金の適正な運用をはかるため、又は補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、申請の内容に修正を加え、又は必要な条件を付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：北海道防衛局)
	処 分 機 関	日 (機関名：産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号725）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	経営体育成支援事業助成金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町経営体育成支援事業交付規則(平成25年厚岸町規則第24号)	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が、法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、支援事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：北海道釧路総合振興局)
	処 分 機 関	日 (機関名：産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号726）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	新規就農予定者登録の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）	
根 拠 条 項	第3条	
根 拠 条 文	新規就農予定者が自立して酪農経営するまでの間、農業実習等により営農技術、土地、気象条件、農家生活及び地域との連携等について習得しようとするときは、新規就農予定者登録の申請をし、承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	所属する農業協同組合に、酪農経営を開始するまで農業技術等を習得できる内容の農業実習等であることを認められること。 新規就農予定者の実習期間は1年以上とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	10日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 2 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月27日作成

処 分 名	新規就農者の認定	
根 拠 法 令 名	厚岸町新規就農者誘致条例 (平成 3 年厚岸町条例第24号)	
根 拠 条 項	第 4 条	
根 拠 条 文	この条例により、酪農経営を始めようとする者は、認定申請書を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>近代的酪農経営を維持管理する能力と経験を有する者で、原則として経営責任者の年齢が概ね23歳から40歳未満の者で配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族を有し、新たに酪農経営を行う者又は概ね20歳から30歳未満の3人以上共同により酪農経営を行う場合で次の各号の一に該当する者。</p> <p>(1) 施設規模及び装備並びに乳牛飼育頭数が30頭、30頭(成牛換算)以上の酪農経営計画を有し、農用地面積が農業委員会の定める基準面積以上を確保できる者で、研修農場又は農業実習受け入れ農家で研修を受けた者</p> <p>(2) 前号に定めるほか特に町長が認めた者</p> <p>次の各号のいずれかに該当するときは、認定しない。</p> <p>(1) 厚岸町の公納金に滞納がある場合</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名 :)
	協 議 機 関	2 0 日 (機関名 : 厚岸町農業振興推進連絡協議会)
	処 分 機 関	1 0 日 (機関名 : 産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号728）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	新規就農奨励金等の交付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	前条の規定により、奨励金等の交付を受けようとする者は、町長が別に定める申請書を指定期日までに提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）に基づき新規就農者の認定を受けていること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	20日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	20日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号729）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	新規就農準備金の交付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町新規就農者誘致条例施行規則(平成26年厚岸町規則第39号)	
根 拠 条 項	第6条第3項	
根 拠 条 文	前項の新規就農準備金を受けようとする者は、新規就農準備金交付申請書(別記様式第8号)を所属する農協を経由し、町長に提出するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町新規就農者誘致条例（平成3年厚岸町条例第24号）に基づき新規就農者の認定を受けていること。 入植地に住所を移転し住民登録すること。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	20日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	20日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号730）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	育成牛等一時管理施設使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町育成牛等一時管理施設条例（平成10年厚岸町条例第34号）	
根 拠 条 項	第5条第1項	
根 拠 条 文	管理施設を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>管理施設を使用できる者は、本町に住所を有する農業者で、育成牛等を飼養する者。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、管理施設の使用を承認しない。</p> <p>(1) 管理施設又は附属施設をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5日（機関名：産業振興課農業振興係）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号731）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	若齢牛育成センター利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町若齢牛育成センター条例（平成19年厚岸町条例第1号）	
根 拠 条 項	第7条第1項	
根 拠 条 文	センターの施設等を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 若齢牛の育成を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5日（機関名： 指定管理者（釧路太田農業協同組合））
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 3 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 1 月27日作成

処 分 名	若齢牛育成センター利用料金設定の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町若齢牛育成センター条例 (平成19年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第10条第 3 項	
根 拠 条 文	利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号733)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月27日作成

処 分 名	若齢牛育成センターの特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町若齢牛育成センター条例施行規則 (平成19年厚岸町規則第7号)	
根 拠 条 項	第3条	
根 拠 条 文	指定管理者は、特別に設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：産業振興課農業振興係)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号734）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月16日作成

処 分 名	カキ種苗センター目的外使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町カキ種苗センター条例施行規則(平成13年厚岸町規則第45号)	
根 拠 条 項	第3条	
根 拠 条 文	カキセンターは、条例第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるものに該当する場合、施設の使用を承認しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カキ種苗センターが実施する事業に支障を来すおそれがあると認められる場合 2 厚岸海域の環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合 3 施設又は備品が損壊するなど施設の維持管理上問題が生じるおそれがあると認められる場合 4 使用者が善良な注意の下に施設を使用しないおそれがあると認められる場合 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：カキ種苗センター）
所 管 部 署	産業振興課カキ種苗センター	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号735）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月16日作成

処 分 名	カキ種苗販売の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町カキ種苗センター条例施行規則(平成13年厚岸町規則第45号)	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	町長は、カキ種苗の販売を行うときは、別に定める売買契約書を作成して行うものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>「カキ購入計画書(別記様式第1号)」(以下、「計画書」という)に記載されているカキ購入計画数及びカキ種苗受領希望時期が、カキセンターの生産能力の範囲内であるとき、販売を承認する。</p> <p>種苗の販売先について 厚岸町カキ種苗センター条例 (種苗の販売) 第5条 カキセンターから生産される種苗は、厚岸漁業協同組合に販売する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日(日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	日(機関名:)
	協 議 機 関	日(機関名:)
	処 分 機 関	7日(機関名: カキ種苗センター)
所 管 部 署	産業振興課カキ種苗センター	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号736）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月16日作成

処 分 名	水産餌料用微小藻類販売の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町カキ種苗センター条例施行規則(平成13年厚岸町規則第45号)	
根 拠 条 項	第6条	
根 拠 条 文	町長は、第4条第2項の申込書の提出があったときは、カキセンターの生産能力の範囲内において、販売を承認するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>「餌料購入申込書(別記様式第2号)」が正当なものであり、申し込んだ機関が購入を予定している数量が、カキセンターの生産能力の範囲内であるとき、販売を承認する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：カキ種苗センター）
所 管 部 署	産業振興課カキ種苗センター	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号737）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月21日作成

処 分 名	厚岸町営牧場利用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	牧場を利用する者は、町長に申請してその承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例施行規則定める基準のとおり</p> <p>第12条 町長は、前条の申請書を受理したときは、牧場の家畜認容頭数の範囲内において、次の各号に掲げる要件を有する者に対して、牧場の利用を承認するものとする。</p> <p>(1) 原則として家畜が除角していること。</p> <p>(2) 原則として家畜が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けていること</p> <p>(3) 家畜共済に加入していること</p> <p>(4) 家畜の健康状態が良好であること</p> <p>2 町長は、前項の規定により牧場の利用を承認したときは、別記第2号様式の利用承認書を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により牧場の利用の承認を受けた者が、同項各号に掲げる要件を欠くことになったときは、町長は、その利用の承認の全部又は一部を取り消すことができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（注：週休日・休日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	産業振興課町営牧場	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 3 8)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 1 月 2 1 日作成

処 分 名	厚岸町営牧場使用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例 (昭和45年厚岸町条例第13号)	
根 拠 条 項	第 8 条 第 3 項	
根 拠 条 文	町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	申請者の居住地が厚岸町の行政区域外であっても、厚岸町内の農業協同組合の正組合員である場合は、町外料金を免除する。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：週休日・休日は含まない)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	産業振興課町営牧場	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号739）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年1月21日作成

処 分 名	厚岸町営牧場の利用に関する変更の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例（昭和45年厚岸町条例第13号）	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	<p>利用者は、牧場の利用に関し、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 家畜の放牧または舎飼いの利用期間</p> <p>(2) 家畜の放牧または舎飼いの利用頭数</p> <p>(3) 採草量</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次に掲げるいずれかの場合に該当となる。</p> <p>1、分娩などにより途中退牧し利用期間及び利用頭数を変更する場合。</p> <p>2、購売などにより途中退牧し利用期間及び利用頭数を変更する場合。</p> <p>3、疾病その他により途中退牧し利用期間及び利用頭数を変更する場合。</p> <p>4、牧草の収穫量により採草量を変更する場合。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1日（注：週休日・休日は含まない）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	産業振興課町営牧場	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 4 0)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 4 月 1 日作成

処 分 名	太田活性化施設利用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町太田活性化施設条例 (平成27年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第 7 条 第 1 項	
根 拠 条 文	活性化施設を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、活性化施設の利用を許可せず、又は利用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 活性化施設の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条 第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日
	経 由 機 関	日 (機関名 :)
	協 議 機 関	日 (機関名 :)
	処 分 機 関	2 日 (機関名 : 指定管理者)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号741）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年4月1日作成

処 分 名	太田活性化施設利用料金の免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町太田活性化施設条例（平成27年厚岸町条例第1号）	
根 拠 条 項	第11条第7項	
根 拠 条 文	指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、収益を目的として利用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 町若しくは町の委員会が主催し、又は国と共催する事業に利用するとき。</p> <p>(2) 町内の幼稚園、小中学校又は高等学校が利用するとき。</p> <p>(3) 公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するとき。</p> <p>(4) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者及びその介助を行う者が利用するとき。</p> <p>(5) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	2 日（機関名：指定管理者）
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 4 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 4 月 1 日作成

処 分 名	太田活性化施設の特別の設備等の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町太田活性化施設条例 (平成27年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	利用者は、特別の設備をし、又は施設等に変更を加えて利用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	特別の設備等の許可を受けようとする者は、利用申請の際に指定管理者の許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	2 日
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	2 日 (機関名： 指定管理者)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 7 4 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 4 月 1 日作成

処 分 名	太田活性化施設利用料金の還付申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町太田活性化施設条例 (平成27年厚岸町条例第 1 号)	
根 拠 条 項	第12条	
根 拠 条 文	既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>利用料金を還付する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用日の 3 日前までに、利用中止、変更の届出又は利用許可の取り消しがあった場合</p> <p>(2) 天災その他利用者の責めに帰さない理由により、活性化施設の利用ができなくなった場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名： 指定管理者)
所 管 部 署	産業振興課農業振興係	
備 考		